

令和2年12月14日

保護者の皆様へ

登園自粛期間の延長について

渋谷区子ども家庭部
保育課長 前崎 敏彦

保育園等における新型コロナウイルス感染症の感染予防の対応につきましては、ご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

保育園等につきましては、6月1日からの運営再開後も、感染リスクを最小限にするために、ご家庭での保育が可能なご世帯につきましては、12月末までは登園を自粛するようお願いをしていますが、現下の状況を踏まえまして、登園自粛をお願いする期間を令和3年3月末まで延長することといたします。

関連するお知らせは下記のとおりです。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 感染拡大防止へのご協力について

保育園等においては、これまで同様、感染リスクを可能な限り低減した園運営に努めてまいりますが、ご家庭におかれましても、引き続き、毎日の健康観察を行っていただき、発熱や風邪症状等でお子様やご家族の体調がすぐれない場合は、登園を自粛していただく等、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。

また、お子様やご家族がPCR検査を受けることになった場合や濃厚接触者になった場合には、速やかに保育園等に連絡をしていただくようお願いいたします。

2 保育料の減額について

令和3年1月から3月の保育料につきましては、これまでと同様に、登園を自粛していただいた期間の保育料は日割りで減額いたします。保育料につきましては、恐れ入りますが、一旦、お支払いいただき、登園日数の確認後、還付させていただき予定ですが、詳細につきましては、別途、通知させていただきます。

また、令和2年9月から12月の保育料につきましても、日割り計算を行った後、還付いたします。対象となる方には、別途、ご案内いたします。

なお、令和3年1月から3月までの間において、感染予防のために、月単位で登園を自粛する場合（1日も登園しない場合）には、自粛する月の前月末日までに、お通りの保育園にお申し出ください。お申し出があった場合は、当月の保育料はお支払いいただきません。

3 保育時間について

保育時間については、できる限り短時間としていただきたく、ご協力をお願いいたします。

4 復職について

令和2年8月27日付け、「保育園等入園時における育児休業からの復職・復学期限の再延長について」でお知らせのとおり、令和2年4月以降に保育園等に入園した方の復職・復学期限は令和3年1月31日までとなっております。登園自粛要請の延長に伴い、この期限につきましても、令和3年4月30日まで再度延長させていただきます。育児休業の延長に伴い、登園開始日を変更する場合は、事前に保育園にご連絡の上、日程調整をお願いいたします。

裏面に続きます

5 令和3年度の対応

- ・ 登園自粛のお願いは、令和3年4月以降は行わない予定です。
- ・ 令和3年度分の保育料につきましては、自主的な休園に対する保育料の日割り減額は行わない予定です。ただし、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い保育園等が臨時休園となった場合、または、児童が感染または濃厚接触者となり、登園の自粛をお願いする場合は、日割り減額とする予定です。
- ・ 復職・復学の期限の延長は、令和3年5月1日以降は行わない予定です。

6 その他

- ・ 登園自粛していただいた期間は、退園の目安となる3か月間の休園の期間には参入いたしません。
- ・ ベビーシッター利用料金助成制度*につきましても、令和3年3月末までの登園自粛期間中は継続といたします。こちらの制度のご活用につきましてもご検討くださるようお願いいたします。

*保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用料金助成
区ホームページ

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/hoiku/service/babysitter_coronajosei.html

お問い合わせ

区立保育園	施設運営係	03-3463-2573
私立保育園・認定こども園・区立保育室	保育管理係	03-3463-2483
復職について	入園相談係	03-3463-2492